

## 「第1号介護予防支援」重要事項説明書

社会福祉法人薫陶会は、高根沢町から地域支援事業のうち包括的支援事業を受託し、高根沢東地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）を設置しました。包括支援センターでは、ご契約者に対して、第1号介護予防支援サービスを提供します。

重要事項説明書は、包括支援センターの概要や第1号介護予防支援として提供するサービスの内容、契約上の注意すべき事項を説明するものです。

### 高根沢東地域包括支援センターの概要

#### 1. 設置者

- (1) 名称 社会福祉法人 薫陶会 特別養護老人ホーム高根沢のぞみ苑
- (2) 所在地 高根沢町花岡2158-10
- (3) 電話番号 028-676-3366
- (4) 代表者 理事長 菅又正剛
- (5) 設立年月日 平成10年5月12日

#### 2. 事業所

- (1) 名称 高根沢東地域包括支援センター
- (2) 所在地 高根沢町花岡2158-10
- (3) 電話番号 028-676-0148
- (4) 管理者 センター長 町田佳久

#### 3. 包括支援センターの役割

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となります。

このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために、必要な援助、支援を包括的に行う中核機関としての役割を担います。

#### 4. 包括支援センターの業務

- (1) 福祉や介護に関する幅広い相談を受ける総合相談支援。
- (2) 高齢者が要介護状態になることを防ぐ第1号介護予防支援。  
(指定居宅介護支援事業者に委託して実施することもできます。)
- (3) 高齢者虐待への対応など高齢者の権利を守るための権利擁護支援。
- (4) ケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援。

## 5. 事業実施の営業日及び営業時間

月曜～金曜(祝日、12/30～1/3を除く) 8:30～17:30

(ただし当面、土日、祝日、年末年始も1名の職員配置を継続)

## 6. 職員の体制

包括支援センターでは、ご契約者に対して第1号介護予防支援を提供する職員(以下「計画作成者」という。)として以下の職種の職員を配置しています。

### 《職員の配置状況》

職 種	常 勤	非常勤	職務の内容
1 保健師	1		総合相談、第1号介護予防支援、保健医療相談
2 看護師	1		総合相談、第1号介護予防支援、保健医療相談
3 主任介護支援専門員	1		総合相談、第1号介護予防支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援
4 社会福祉士	1		総合相談、第1号介護予防支援、権利擁護

## 第1号介護予防支援として提供するサービスの内容

### 1. 提供するサービス

#### (1) 介護予防プランの作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防・生活支援サービス及び指定介護予防サービス、その他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してサービス計画を作成します。

#### <介護予防プラン作成の流れ>

- ・包括支援センターは、計画作成者に介護予防プランの作成に関する業務を担当させます。
- ・介護予防プランの作成の開始にあたって、当該地域における指定介護予防サービス事業者や生活支援サービスに関する提供サービスの内容、利用料等の情報をご契約者又はそのご家族等に対して適正に提供し、ご契約者又はそのご家族等にサービスの選択を求めます(複数の事業所の紹介を求めることが可能です)。
- ・計画作成者は、ご契約者及びそのご家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ介護予防プランの原案を作成します。

・計画作成者は、前項で作成した介護予防プランの原案に盛り込んだ介護予防・生活支援サービスや指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者及びそのご家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします（当該事業所を介護予防プランに位置付けた理由を求めることが可能です）。

#### (2) 介護予防プラン作成後のサービスの提供

- ・介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防プランに基づくサービスの実施状況を把握します。
- ・介護予防プランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を継続的に行います。
- ・ご契約者の意向に添って要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

#### <医療と介護の連携の強化>

- ・入院時における医療機関との連携を促進する観点から、計画作成者の氏名等を、ご契約者及びご家族から入院先医療機関へ提供するようお願いいたします。
- ・ご契約者及びそのご家族から医療系サービスの利用を希望している場合は、ご契約者及びその家族の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、この意見を求めた主治の医師に対して介護予防プランを交付します。
- ・介護予防・生活支援サービス事業所等から伝達されたご契約者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングの際に計画担当者が把握したご契約者の状態等について、計画担当者から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

#### <障害福祉制度の相談支援専門員との連携>

- ・障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護予防・生活支援サービスを利用する場合等においては、相談支援事業者との密接な連携に努めます。

#### (3) 介護予防プランの変更

ご契約者が介護予防プランの変更を希望した場合、または包括支援センターが介護予防プランの変更が必要と判断した場合は、包括支援センターとご契約者双方の合意に基づき、介護予防プランを変更します。

#### (4) 介護保険サービス以外の便宜の提供

包括支援センターは、ご契約者の心身状態等の変化により第1号介護予防支援を受けることが適当でないと判断する場合は、要介護申請手続き（介護度の変更申請）や一般介護予防事業（65歳以上の全ての人ができるもの）の紹介、その他介護保険サービス以外情報提供を行います。

## 2. 利用料金

### (1) サービス利用料金

第1号介護予防支援に関するサービス利用料金について、包括支援センターが法律の規定に基づいて、介護保険又は保険者からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、包括支援センターが介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス料金の全額をお支払いいただく場合があります。

要支援1. 2	4, 420円 7, 420円 ( 新規又は委託の場合(初回月のみ) ) 10, 420円 ( 新規かつ委託の場合(初回月のみ) )
---------	--------------------------------------------------------------------------

## (2) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月末日までに以下の方法でお支払いください。

支払い方法	ご利用できる金融機関
銀行口座振込	栃木銀行 宝積寺支店(054) 普通預金 1066615 口座名義 社会福祉法人 薫陶会 高根沢東地域包括支援センター 理事長 菅又正剛
現金支払	

## その他ご注意いただきたい事項

### 1. 計画作成者の交替について(契約書第3条参照)

#### (1) 包括支援センターからの計画作成者の交替

包括支援センターの都合により、計画作成者を交替することがあります。計画作成者を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### (2) ご契約者からの交替の申し出

ご契約者が計画作成者の交替を希望する場合には、当該計画作成者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、包括支援センターに対して計画作成者の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の計画作成者の指名はできません。

### 2. 介護予防支援業務の一部委託(契約書第5条参照)

包括支援センターは、第1号介護予防支援業務について、包括支援センターが委託する指定居宅介護支援事業者(以下「事業者」という。)にご契約者の同意を得て委託することができます。

その場合ご契約者は、同意の証として 高根沢町に介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を包括支援センターを経由して提出していただきます。

(1) 委託する業務内容

- ① 介護予防プランの作成
- ② 介護予防サービスの実施状況の把握
- ③ 介護予防プランの変更

(2) 委託する事業者

包括支援センターが委託した事業者から、ご契約者のご希望により選択することができます。

但し、事業者の事情によりご希望に添えない場合もあります。

(3) ご契約者による委託事業者の変更

ご契約者は、包括支援センターが委託した事業者と別の事業者の利用を希望する場合は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書により変更することができます。

(4) 包括支援センターによる委託事業者の変更

包括支援センターは、必要に応じ事業者を交替することができます。

但し、その場合はご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

### 3. サービス提供における包括支援センターの義務(契約書第7条、第12条参照)

包括支援センターでは、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した第1号介護予防支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 包括支援センター、計画作成者又は従業員は、第1号介護予防支援を提供するうえで知り得たご契約者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ③ 包括支援センターが介護予防プランの作成を委託した場合、委託した事業者にも守秘義務を遵守させます。

### 4. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者が要支援状態区分又は総合事業対象者区分に該当している期間とし、その区分に該当しない状態になっても再び要支援状態区分又は総合事業対象者区分に該当する場合において有効とします。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のような事故がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、包括支援センターとの契約は終了します。(契約書第8条参照)

- ① ご契約者が高根沢町の介護保険被保険者でなくなった場合
- ② ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ③ 包括支援センターが解散した場合、破産した場合又はやむをえない事由により包括支援センターを閉鎖した場合
- ④ 包括支援センターが高根沢町からの受託契約を破棄された場合又は受託を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合

(契約書第9条、第10条参照)

契約終了希望日の5日前までに申し出てください。

ただし、以下の場合には即時に解約・解除することができます。

- ・ 包括支援センターが作成した介護予防プランに同意できない場合
  - ・ 包括支援センターもしくは計画作成者が正当な理由なく本契約に定める第1号介護予防支援を実施しない場合
  - ・ 包括支援センターもしくは計画作成者が守秘義務に違反した場合
  - ・ 包括支援センターもしくは計画作成者が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 包括支援センターから契約解除を申し出た場合(契約書第11条参照)
    - ・ ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
    - ・ ご契約者が、故意又は重大な過失により包括支援センター又は計画作成者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 5. 損害賠償について(契約書第13条参照)

包括支援センターの責任によりご契約者に生じた損害については、包括支援センターは速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、包括支援センターの損害賠償を減じる場合があります。

## 6. 虐待の防止について

- (1) 虐待防止のための指針を策定し、虐待防止検討委員会を定期的に開催します。また、職員に対する虐待防止のための研修を定期的に開催します。
- (2) 虐待を発見した場合には速やかに市町村へ通報し、必要な措置を講じます。
- (3) 成年後見制度等の利用を支援します。
- (4) 虐待防止に関する責任者を定めます(責任者 センター長 町田佳久)。

## 7. 感染症対策について

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する会議を、概ね6月に1回以上開催し、研修及び訓練を定期的に行います。

## 8. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。
- (2) 職員に業務継続計画について周知し、研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。

## 9. ハラスメント防止について

- (1) ハラスメント防止のための指針を策定して職員に周知し、ハラスメント防止のための研修を定期的に行います。

## 10. 苦情の受付について(契約書第14条参照)

- (1) 包括支援センターに対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。
  - 苦情受付窓口 高根沢東地域包括支援センター(028-676-0148)  
担当者 センター長 町田佳久
  - 受付時間 毎日 午前8時30分～午後5時30分

- (2) 公的な苦情受付窓口は以下の通りです。

高根沢町 健康福祉課 高齢者・介護係	所在地 高根沢町大字石末2053 電話番号 028-675-8105 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
栃木県 国民健康保険団体連合会 介護福祉課	所在地 宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階 電話番号 028-643-5400 受付時間 午前8時30分～午後5時
栃木県 保健福祉部高齢対策課 地域支援担当	所在地 宇都宮市塙田1-1-20 電話番号 028-623-3148 受付時間 午前8時30分～午後5時
栃木県 県北健康福祉センター	所在地 大田原市本町2-2828-4 電話番号 0287-22-2257 受付時間 午前8時30分～午後5時

第1号介護予防支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

高根沢東地域包括支援センター

説明者 氏 名

私は本書面に基づいて高根沢東地域包括支援センターから重要事項の説明を受け、第1号介護予防支援の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住 所

氏 名